

「MCS 運用ポリシー」

佐伯市

佐伯市メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシー（以下「規程」という。）は、メディカルケアステーション（以下「MCS」という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCSを適正に利用することに資することを目的とする。
（法令及びガイドライン）

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、次のガイドラインを十分理解したうえで、MCSを利用することとする。

- （1） 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- （2） 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版
（利用申込）

第3条 新たにMCSを利用する事業者は佐伯市に対して利用申込書（様式第1号）及び連携守秘誓約書（様式第2号）を提出し、MCSの適正な運用に努めるものとする。
（連携元事業所）

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が連携元事業所となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。
（連携元事業所の責務）

第5条 連携元事業所は、次の業務を行う。
（1） MCSのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
（2） MCSの各グループへのユーザーの招待及び解除
（患者同意）

第6条 連携元事業所は、MCSで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と患者同意書（様式第4号）を交わし、双方所持するものとする。
（MCS管理者の設置）

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS管理者を設置し、MCSの管理運用を行う。
（MCS管理者の責務）

第8条 MCS管理者は、次の業務を行う。
（1） MCSの患者情報、個人情報等の管理全般
（2） MCSで利用するIT機器の管理
（3） MCSのIDの管理
（4） MCSの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
（5） MCSへの事業所内スタッフの登録及び削除
（スタッフ誓約書と教育）

第9条 事業所管理者は、MCSを利用する従事者と守秘義務に関する誓約書（様式第3号）を交わすとともに、MCS管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、すでに守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

2 従事者誓約書の記載内容の要点は次のとおりである。

- （1） 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事

業所内で知り得た業務に関する一切の情報を許可なく漏洩してはならない。

- (2) 退職後においても知り得た情報を漏洩しない。
- (3) IT 機器について適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(MCS 利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、MCS 管理者及びユーザーは、MCS 利用上の留意事項（別記）に留意して、MCS を利用する。

(ID・パスワードの管理)

第11条 MCS の ID 及びパスワードについては、次の各号により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目に触れないよう細心の注意を払い、ユーザー個人が管理し、共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは英数混合 8 文字以上とし、定期的（最長で 2 か月に 1 回）に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマートフォン、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第12条 IT 機器のセキュリティ対策については、次の各号により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードは避け、定期的に変更すること。
- (2) 情報機器にはファイル変換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、内容（テキスト、画像、各種ファイル等）の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど）は原則として禁止する。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理（MDM）サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書面で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (11) 「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 6.9 情報及び情報機器の持ち出しについて」の内容に従った管理を行う。
- (10) BYOD（個人所有端末の使用）許可は、事業所ごとの判断とする。ただし、許可する場合は、MCS 管理者は以下を遵守することとする。
 - ア 利用者に対し、前号の管理を行うこと。
 - イ 利用者に対し、端末や OS 等に応じて推奨されている適切な方法により、アプリケーションをインストールするように指導すること。
 - ウ アプリケーション等の脆弱性に関する情報を収集し、利用者が脆弱性の明らかになったアプリケーションを使用していないか、定期的に確認すること。

(その他)

第13条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

MCS 利用上の留意事項

第1 連携元事業所

- (1) MCS で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- (2) 該当するユーザーが辞職した時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また、定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切かどうかの精査を行う。

第2 MCS 管理者

- (1) MCS を利用しなくなった患者について、保管機能を使って速やかに保管庫に移す。
- (2) MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーの MCS の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- (3) MCS 管理者においても、第3に示す MCS ユーザーの利用方法を遵守する。

第3 MCS ユーザー

- (1) 情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- (2) 患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- (3) 各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- (4) 各患者グループへの書き込みは、MCS の位置づけを十分理解したうえで、適切な範囲内の情報共有の場として利用する。
- (5) MCS のグループごとに常にだれが参加しているのかを分かりやすくするためにも、MCS の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- (6) 自分が担当を外れた時には、該当する患者グループから速やかに解除を行う。
- (7) 事業所を辞めた時など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- (8) 書き込みの際して、確定操作(入力情報が正しいことを確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- (9) 与えられたアクセス権限を越えた操作は行わないこと。
- (10) MCS のシステム異常を発見した場合は、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (11) 不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。

メディカルケアステーション (MCS) 利用申込書

佐伯市長 様

本事業所において、メディカルケアステーションを利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

令和 年 月 日

事業所名： _____

事業所住所： 〒 _____

_____ 佐伯市 _____

事業所電話番号： _____

代表者氏名： _____

MCS 管理者氏名： _____

記

利用者名簿

職 種	氏 名	メールアドレス

※ 複数のスタッフでのメールアドレスの共有はセキュリティ上認められません。

上記記載の利用者は全員、MCS の利用規約に同意していることを前提とします。



左の二次元コードを読み取ると、オンラインより様式第1号及び第2号の申請が行えます。

【提出先】 〒876-0844

佐伯市向島1丁目3番8号
高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

Tel 0972-23-1622

Fax 0972-23-1661

事業所等 → 市

メディカルケアステーション（MCS）利用に係る連携守秘誓約書

佐伯市長 様

（連携情報保持の誓約）

第1 私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「佐伯市 メディカルケアステーション運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- （1） 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- （2） その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）
- （3） その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

（連携情報の管理等）

第2 以下のとおり管理します。

- （1） 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。
- （2） 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- （3） 私は、従事者に対して個人情報保護やIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

（利用目的外での使用の禁止）

第3 私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

（退職後の業務情報保持の誓約）

第4 私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

（損害賠償）

第5 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

令和 年 月 日

事業所名： _____

事業所住所： _____

代表者氏名： _____

事業所等 → 市

業務情報保持に関する誓約書

事業所名

代表者

様

(業務情報保持の誓約)

第1 私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます。）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」といいます。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

- (1) 患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- (2) その他貴事業所内で知り得た情報（患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。）
- (3) その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

(情報の管理等)

第2 私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を貴事業所の許可なく複製したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。

第3 私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。）以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

第4 私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

(利用目的外での使用の禁止)

第5 私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

(退職後の業務情報保持の誓約)

第6 私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

(損害賠償)

第7 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

令和 年 月 日

住所： _____

氏名： _____

従業者 → 事業所等

メディカルケアステーション利用における個人情報使用同意書

<システム利用の目的>

佐伯市において医療・介護・福祉・生活支援などのサービス提供に係わる医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師など）、介護福祉関係者（ケアマネジャー、ヘルパー、老人施設関係者、在宅介護サービス担当者、地域包括支援センター担当者など）が、主として在宅医療を受けている利用者様の医療や身体状況に関する情報を共有することによって、連携体制の資質向上を図ることを目的とします。

<インターネットによる情報共有>

医療・介護サービスの提供を円滑に行うため、在宅医療を受けている利用者様の個人情報は、インターネットを活用した医療介護専用 SNS「メディカルケアステーション」によって、連携する医療関係者や福祉関係者と共有されます。その連携者は利用者様ごとに設定されますので、担当者以外の方がその個人情報を知り得ることはありません。（法令や関係官庁等の各種ガイドラインに準拠して適切なセキュリティ対策をした上で個人情報を共有・提供させていただきます。）

<使用条件>

個人情報の提供は前述した目的の範囲内で必要最小限にとどめられ、関係者以外にその情報が漏れることのないよう細心の注意を払います。この「メディカルケアステーション」で管理する個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。また、利用者様に利用料金がかかることはありません。

私（利用者及びその家族）の個人情報は、必要最小限の範囲で使用することに、

同意します

※同意する方のみしてください。

乙は、「メディカルケアステーション」での個人情報の取り扱いにあたり、甲に対しての同システム利用における個人情報使用同意書に基づき、その内容について説明した。

令和 年 月 日 (乙) 事業所名： _____
職種： _____
氏名： _____

甲は、「メディカルケアステーション」利用における個人情報使用同意書に基づき、乙からその内容について説明を受けました。

令和 年 月 日 (甲) 利用者名： _____
住所： _____
家族氏名： _____
住所： _____

(続柄： _____)

利用者 → 事業所等

利用者の個人情報の利用目的

1 当施設での利用

- (1) 患者に提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 入退院等の病棟管理（もし必要があれば）
- (4) 会計・経理
- (5) 医療事故等の報告
- (6) 患者への医療サービスの向上
- (7) 当施設での医療実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした当施設での症例研究
- (9) その他患者に係る管理運営業務

2 当施設外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託及びその他の業務委託
- (5) 家族等への病状説明
- (6) その他患者への医療提供に関する利用
- (7) 保険事務の委託
- (8) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (9) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (10) その他医療・介護・労災保険・公費負担医療等に関する診療費請求のための利用及びその照会に対する回答
- (11) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
- (12) 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談又は届出等
- (13) その他患者への医療保険事務に関する利用
- (14) 患者個人を識別あるいは特定できない状態にした上での症例研究、発表及び教育

3 その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

以上